法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-15

シングルマザーの仕事と副業・兼業 : 労働 のフレキシビリティとケア

FUJIWARA, Chisa / 藤原, 千沙

```
(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
The Hosei University Economic Review / 経済志林
(巻 / Volume)
89
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
195
(終了ページ / End Page)
224
(発行年 / Year)
2022-03-25
(URL)
https://doi.org/10.15002/00025186
```

シングルマザーの仕事と副業・兼業 一労働のフレキシビリティとケアー

藤原千沙

- 1 はじめに
- 2 副業・兼業に関する政策とシングルマザーの状況
- 3 コロナ禍におけるシングルマザー調査から
- 4 おわりに

1 はじめに

日本の労働政策における近年の変化のひとつに「副業・兼業の普及促進」がある。安倍晋三政権下でまとめられた2017年3月「働き方改革実行計画」において、「労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る」とされて以降、これまで企業や団体に雇われて働く雇用労働者にとって原則禁止とみなされていた副業・兼業が、原則容認となった。

この変化の背景にあるのは、いわゆる"柔軟な働き方"の推進である。「副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない」(働き方改革実行計画)という現状認識のもとで、副業・兼業はテレワークとともに"柔軟な働き方"のひとつとみなされている。厚生労働省は2017年10月から12月にかけて労働基準局のもとで「柔軟な働き方に関する検討会」を設置し、テレワークや副業・兼業のガイドラインを議論した。この検討会の報告を受け、2018年1月、厚生労働省は「モデル就業

規則」を改定し、労働者の遵守事項にあった「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」という規定を削除するとともに、副業・兼業についての規定を新設した。また「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定し、副業・兼業の普及促進を図っている¹⁾。

"柔軟な働き方"とは、労働のフレキシビリティを高めることである。フ ェミニスト経済学者の原伸子は、1980年代以降の福祉国家の変容と子ども の貧困を考察するなかで、労働のフレキシビリティと子どものケアの関係 に着目している²⁾。アメリカ福祉改革のワークフェアも、イギリス「第三 の道」における社会的投資アプローチも、母子世帯の貧困を問題とする点 で共通しており、シングルマザーの就労を促進し、労働市場への包摂を通 して、子どもの貧困の解決を図ろうとした。だがシングルマザーが包摂さ れた労働市場における仕事とは、低賃金で、労働時間の保証もなく、失業 リスクも高く、企業の24時間ビジネスにとってフレキシブルに使える労働 力としてであった。1つの仕事だけで食べていけない場合は2つ以上の仕 事をせざるを得ず、仕事時間の増加は子どもに対するケアの時間を侵食す る。原は、テス・リッジ³⁾ がイギリスで行った50人のシングルマザーと61 人の子どもへのインタビュー調査を踏まえて、シングルマザーの就労はき わめて不安定であること、たとえ就労していても子どもに対するケアの不 足やケアの質の低下といったコストが生まれていることを指摘する。にも かかわらず、そういった働き方が、自律した個人の自由な「選択」として 説明される問題を提起した。

本稿は、労働のフレキシビリティとケアという原の問題提起を受けて、 日本におけるシングルマザーの仕事と副業・兼業を検討することを目的と

¹⁾厚生労働省Webサイト(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html) 2021年12月20日最終閲覧。

²⁾ 原伸子 (2012)「福祉国家の変容と子どもの貧困――労働のフレキシビリティとケア」『大原社会問題研究所雑誌』649号。

Tess Ridge (2009) "It Didn't Always Work': Low-Income Children's Experiences of Changes in Mothers' Working Patterns in the UK", Social Policy and Society, 8(4).

する。副業・兼業に関する一般的な政策動向とシングルマザーの現状を確認したうえで、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年から2021年にかけて筆者らが行ったシングルマザー調査から、労働のフレキシビリティとケアについて考えてみたい。

2 副業・兼業に関する政策とシングルマザーの状況

厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(2018 年 1 月策定, 2020年 9 月改定)では、副業・兼業を行う理由として、「収入を増やしたい、1 つの仕事だけでは生活できない、自分が活躍できる場を広げる、様々な分野の人とつながりができる、時間のゆとりがある、現在の仕事で必要な能力を活用・向上させる等さまざまであり」と記されている4。この理由の列挙からわかるように、"1 つの仕事だけでは生活できない"から副業・兼業を行うことがあることを政府は認識したうえで、「副業・兼業の普及促進」をうたっている。

それに対して、経団連(日本経済団体連合会)が2021年10月に発表した報告書『副業・兼業の促進――働き方改革フェーズII とエンゲージメント向上を目指して』では、推奨する副業・兼業に限定を付けている50。すなわち「単なる収入補填だけを目的とした働き方は、本報告書における副業・兼業に含めていない」とし、収入補填を目的とする副業・兼業は対象ではないとした。経団連が促進する副業・兼業とは、「一定の専門性やスキルなどを持った働き手がその能力をさらに高めることを目的とした」副業・兼業であり、「キャリアアップや新たな知見の獲得といった、エンゲージメン

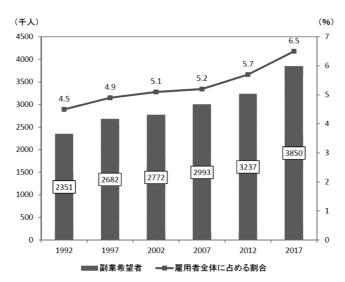
⁴⁾厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(2018 年1月策定, 2020年9月改定) (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000192844. pdf) 2021年12月20日最終閲覧。

⁵⁾ 一般社団法人日本経済団体連合会『副業・兼業の促進──働き方改革フェーズⅡとエンゲージメント向上を目指して』2021年10月12日(https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/090. html) 2021年12月20日最終閲覧。

トの向上に資する副業・兼業」「働き手の多様な価値観を尊重し、自律的な キャリア形成に資する副業・兼業」である。

では、副業・兼業の現状はどうなのか、政府の政策推進の根拠と現状認識がわかる審議会資料から確認してみよう。

図表1より、副業を希望している雇用者は、1992年235万人(雇用者全体の4.5%)から2017年385万人(同6.5%)まで、傾向的に増加していることがわかる。では、実際に副業している者は誰か。図表2は、副業をしている者を本業の所得階層別にみたものである。これによると、最も副業者が多いのは本業の年収が99万円以下の低所得層であり、60万人(所得階層別でみた雇用者総数の6.6%)が副業をしている。続いて多いのが「100~



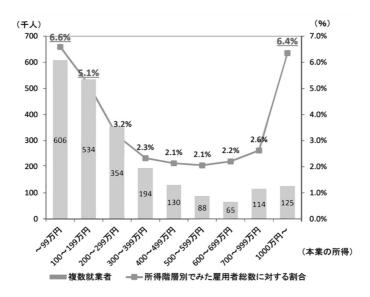
図表 1 副業を希望している雇用者(1992年~2017年)

資料)総務省「就業構造基本調查」

出所) 厚生労働省「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」 (第2回2018年10月2日) 配布資料5「副業・兼業の現状1(前回の資料のリバイス)」

注) 同調査における「雇用者」には「会社などの役員(会社の社長,取締役, 監査役,団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」 も含まれている。

図表2 本業の所得階層別でみた副業している者の数(2017年)



資料)総務省「2017年就業構造基本調査」

出所)図表1と同じ

注)本業については、「雇用者」。副業については、「雇用者」だけでなく、「自営 業主」及び「家族従事者」を含む。

199万円」53万人(同5.1%),「200~299万円」35万人(同3.2%)であり, 年収300万未満の低所得階層で副業者全体の約3分の2を占める。このように本業の収入だけでは生活できない低所得層が副業をしている実態を踏まえると、図表1でみる副業希望者の傾向的増加は、低所得層の増加と関連した事象かもしれない⁶⁾。

⁶⁾ ACW2 (はたらく女性の全国センター) は2018年12月から2019年6月にかけて「仕事のかけもち(副業・兼業) アンケートを実施し、副業をもつ女性123人の回答を集めた。回答を分析した飯島裕子によると、ACW2が毎月実施している電話相談(はたらく女性の全国ホットライン)において、ここ数年、1つの仕事では収入が低く生活できないために複数の仕事をせざるをえないというケースが増えてきたため、アンケートの実施に至ったという。飯島裕子(2020)「女性と副業――「仕事のかけもちアンケート」から見えてきた実態に関する分析」『女性労働研究』64号。

一方,図表2より副業をしている割合をみると,本業が年収99万円以下という最低所得層6.6%に次いで高いのは、1000万円以上という最高所得層の6.4%である。これらの高額所得層は、経団連のいう「一定の専門性やスキルなどを持った働き手がその能力をさらに高めることを目的とした」副業・兼業であると考えられる。医師や大学教授が複数の病院や大学で仕事に従事したり、仕事の講演や原稿執筆などで副収入を得る働き方などであろう。

川上淳之は著書『「副業」の研究』7) において、副業の研究をはじめた当 初の問題意識は、副業を通じて得られる成長や仕事そのものを楽しむ感情 を解明することにあったが、基礎資料としての労働統計から発見したこと は、当初の問題意識とはかけ離れたものだったという。つまり、「本業で足 りないものとは、やりがいでも成長の機会でもなく、圧倒的に「収入」だ った | ことである⁸⁾。同書ではさまざまな動機や実態からなる副業の多様 性が扱われているが、圧倒的に分厚く存在するのが低所得であるがゆえの 副業である。たとえば1992年から2007年まで4か年分の「就業構造基本調 査」(総務省統計局) の匿名データを使った分析によると, 本業の賃金率が 低いほど副業保有につながり、世帯所得200万円未満から1500万円以上の 10区分でみれば、最も低所得階層である200万円未満グループが最も副業 をもつ傾向にあった。興味深いのは、副業をもっていない低い賃金率の雇 用者のなかでは、副業の希望よりも、本業の労働時間を増やす希望のほう が高いことである⁹⁾。短い労働時間は労働者本人が求めているのではなく. 労働者を雇う側が、社会保険料の事業主負担を免れるために労働時間の上 限を定めたり、雇う側の都合による勤務シフトを労働者に求めていること が推察される。本業で希望通りの労働時間を確保できず、本業の収入だけ では生活できない労働者は、副業・兼業をせざるをえない。

⁷⁾ 川上淳之(2021) 『「副業」の研究――多様性がもたらす影響と可能性』慶應義塾大学出版会。

⁸⁾ 前掲, 川上 (2021) 108頁。

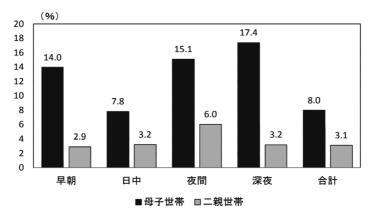
⁹⁾ 前掲, 川上 (2021) 116-130頁。

また川上は、介護離職者の副業率の高さと、母子世帯の副業率の高さを指摘し、労働のフレキシビリティとケアの問題も言及している。家族の介護という問題が発生したとき、制限のない働き方が求められる正社員を継続することができず、フレキシブルな働き方のできる非正社員に転換する。だが介護費用や被介護者の生計費といった収入確保の必要性は高まり、副業を始めるというルートである。母子世帯も同様に、子どもの育児の時間に合わせて働く必要があるため時間の制約を受ける。だが子どもの教育費や養育費という収入確保の必要性も高く、「時間の拘束」と「必要な所得の上昇」という2つの問題が発生したときに副業につながるとしている¹⁰⁾。

シングルマザーの副業については、いつ働いているのかという時間帯を含めて、大石亜希子が詳細な検討を行っている¹¹⁾。労働政策研究・研修機構(JILPT)が2012年に行った「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査(第2回子育て世帯全国調査)」によると、調査時点で働いていた母親のうち副業を持っていた割合は、二人親世帯の母親3.1%に対して、母子世帯の母親は8.0%と2倍以上高かった(図表3)。時間帯別でみると、深夜(22時~5時)に働くシングルマザーの17.4%は副業を持っていたとされ、夜間(18時~22時)15.1%、早朝(5時~8時)14.0%と、働く時間として典型的な日中(8時~18時)ではない時間帯に働いているシングルマザーが高い副業保有率を示した。大石が懸念するのは、非典型的な時間帯での就労は子どもに対する時間的インプットを減少させることである。母子世帯の母親が夜間就労をする場合、1日のうち子どもとすごす時間が相対的に長い「4~6時間」「6時間以上」のカテゴリーに入る確率は10ポイント以上低下し、逆に「1~2時間」「2~4時間」に入る確率が7ポイント以上増加する。二人親世帯の母親が夜間就労する場合

¹⁰⁾ 前掲, 川上 (2021) 133-139頁。

¹¹⁾ 大石亜希子 (2015)「母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」労働政策研究・研修機構『子育て世帯のウェルビーイング――母親と子どもを中心に』(JILPT 資料シリーズ No.146)。



図表3 働く母親のうち副業を持っている割合

資料) 労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に 関する調査(第2回子育て世帯全国調査)」(2012年11月~12月)

出所)大石亜希子(2015)「母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」労働政策研究・研修機構『子育て世帯のウェルビーイング――母親と子どもを中心に』(JILPT 資料シリーズNo.146)

も当然に子どもとすごす時間を減少させるが、「6時間以上」8.9ポイント減、「 $4 \sim 6$ 時間」1.8ポイント減、「 $1 \sim 2$ 時間」3.3ポイント増、「 $2 \sim 4$ 時間」4.9ポイント増にとどまり、母子世帯に比べて相対的に変動は小さい。週のうち子どもと一緒に夕食をとる回数で子どもに対する時間的インプットをみても、母子世帯の母親が夜間就労をすると「ほぼ毎日」夕食をとる確率は30ポイント以上低下し(二人親世帯18ポイント減)、「週 $2 \sim 3$ 回」の確率が13ポイント上昇する(二人親世帯9ポイント増)。母親の夜間就労は子どもに対する時間的インプットを低下させ、その影響は二人親世帯よりも母子世帯のほうが大きいことを指摘している。

大石が「早朝」「夜間」「深夜」といった非典型時間帯(Nonstandard hours)の就労に着目する背景には、"24/7 economy"の広がりがある¹²⁾。

¹²⁾ 大石亜希子 (2017) 「24時間週7日経済におけるワーク・ライフ・バランス」 『大原社会問題 研究所雑誌』701号。

小売店舗で表示される24/7 (24 hours / 7 days) は「24時間営業」「年中無休」を意味するが、大石は「24時間週7日経済」と名付け、サービス経済化やIT技術革新といった経済構造の変化と、小売店舗の出店調整や閉店時刻の規制緩和といった制度の変化が、24時間週7日経済化をもたらしたとみる。「早朝」「夜間」「深夜」に働く人がいなければ24時間週7日経済は成立せず、平日の日中という典型時間帯にこだわらない"柔軟な働き方"は今日の経済を支える不可欠な要素となった。現在、政府が推進する「副業・兼業の普及促進」もこういった経済変化にともなう労働需要側の要因があることは明白であるにもかかわらず、労働者の「働き方改革」として、労働者の自由や選択肢の拡大として論じられている。

3 コロナ禍におけるシングルマザー調査から

では最新状況としてコロナ禍のもとで行った調査から、子どものケアを担うシングルマザーの働き方と副業・兼業についてみていきたい。使用するデータは、2020年7月から2021年7月までの1年間、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむとシングルマザー調査プロジェクトが行った「新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査」である。調査主体であるシングルマザー調査プロジェクトには、2021年12月現在「NPO法人ウィメンズアイ」「NPO法人Gender Action Platform」「インクルラボ」のメンバーがかかわり、研究者としては藤原千沙・湯澤直美・葛西リサが参画している。調査プロジェクトの目的は、コロナ危機が母子世帯に及ぼす影響をデータとして収集しつつ、緊急に必要な直接支援と政策提言につなげることであり、活動の成果はWebサイトで公表している。2020年7月に行った初回調査で毎月調査協力者を募り、翌8月から1年間、同一世帯を対象とする毎月パネル調査を行った。調査の概要は以下のとおりである。

■調査名称:新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活 調査

■調査対象者:シングルマザー当事者団体・支援者団体のメールマガジンを 登録している会員シングルマザー

■調査方法:WEB調査(Googleフォームによる回答をメールで依頼(初回調査は一部LINEで依頼))

■初回調査について

実施期間:2020年7月1日~7日

回答数:2,119

有効回答数:〈速報〉1,816 〈確報〉1,814

■毎月パネル調査について

実施期間:2020年8月から2021年7月まで毎月上旬(回答期間1週間)

対象者:初回調査回答者のうち、1年間の毎月パネル調査に協力してもよいと申し出た回答者から、①母子のみで暮らしている、②公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金)を受けていない、②生活保護を受けていない、④児童扶養手当を受けている、という条件で、東京都の在住者から252人、東京都以外の在住者から287人を選定(COVID-19の感染状況による影響の地域差を勘案し、また東京都はひとり親世帯に対する独自施策として児童育成手当があり現金給付の状況も異なることを考慮した結果、「東京」「東京以外」を分けて抽出した)

■調査結果の公表 (https://note.com/single mama pi)

【初回調查】

「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし――1800人の実態調査」 速報 (2020年8月28日), 集計表 (確報) (2020年10月20日)

【毎月パネル調査】

集計結果 (2020年8月調査から2021年7月調査までの12カ月分)

【課題別レポート】

「コロナ禍におけるひとり親世帯の子どもの状況――2021年5月こどもの日に寄せて」(2021年4月25日)

(英語版 Socio-economic Impacts of Covid-19 on Children in Single Mother Households in Japan: Marking the Children's Day, May 2021 (October 10, 2021))

「家庭でのオンライン学習の課題――GIGAスクール構想における「学びの保

障 | (2021年6月11日)

「傷つく窓口――児童扶養手当の現況届の実態と改善要望」(2021年7月5日)

「シングルマザーの居住貧困――コロナ禍の「ステイホーム」の現実」(2021年8月13日)

「子どもの義務教育と高校進学にかかるお金――就学援助制度の現状と課題」 (2022年2月23日)

(1) 副業の保有

図表 4 は, 2020年 7 月初回調査で聞いた2020年 2 月時点(コロナ拡大前)の就業状況である。回答者全体1814人のうち、「1 つの仕事をしていた」1388人(76.4%)の雇用形態をみると、正規24.4%、非正規47.1%、自営その他4.9%である。「2 つ以上の仕事をしていた」は204人(11.2%)、「仕事はしていなかった」は224人(12.3%)であった。全体としての就業率は87.7%、就業者のうち副業をもっている割合(副業保有率)は12.8%である。厚生労働省の2016年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の母の就業率は81.8%、就業者で副業をしている割合は8.4%であり、就業率、副業保有率ともに、2016年全国調査に比べて本調査は高い。本調査の回答者全体1814人のうち、毎月パネル調査の対象になった東京252人、東京以外287人の就業率は89.3%、91.6%であり、回答者全体より就業者がより多く抽出された。毎月パネル調査の対象となった人たちの副業保有率はそれぞれ12.9%、11.8%であった。

では、コロナ禍を受けて就業状況はどうなったか。2021年6月時点の就業状況をみたのが図表5である。就業率は東京90.1%、東京以外90.9%とほとんど変化はないが、副業保有率はそれぞれ14.6%、14.0%と高まった。だがそれは必ずしも副業者が多くなったことを意味しない。データ数(n)の違いからわかるとおり、東京のパネル調査対象者252人のうち、2021年

図表4 2020年2月の就業状況

	全体	パネル調査対象者	
	王仲	東京	東京以外
データ数 (n)	1814 100.0%	252 100.0%	287 100.0%
1つの仕事をしていた(正規)	24.4%	20.6%	23.3%
1つの仕事をしていた(非正規)	47.1%	50.4%	53.3%
1つの仕事をしていた(自営その他)	4.9%	6.7%	4.2%
2つ以上の仕事をしていた	11.2%	11.5%	10.8%
仕事はしていなかった	12.3%	10.7%	8.4%

就業率	87.7%	89.3%	91.6%
副業保有率	12.8%	12.9%	11.8%

- 注)・「1つの仕事をしていた」については、雇用形態を尋ねる別の設問から3つに分けて表示した。「正規」は正社員・正規職員。「非正規」はパート、アルバイト、契約社員、嘱託、臨時職員、非常勤職員、派遣社員。「自営その他」は自営業主、家族従業者、内職、その他。
 - ・就業率とは、全体に占める仕事をしていた人(1つの仕事をしていた、2つ以上の仕事をしていた)の割合。
 - ・副業保有率とは、仕事をしていた人のうち、2つ以上の仕事をしていた人の割合。

資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2020年7月初回調査)

図表5 2021年6月の就業状況

	東京	東京以外
データ数 (n)	182 100.0%	197 100.0%
1つの仕事をしていた(正規)	20.9%	25.4%
1つの仕事をしていた(非正規)	48.9%	45.7%
1つの仕事をしていた(自営その他)	7.1%	7.1%
2つ以上の仕事をした	13.2%	12.7%
仕事はしなかった	9.9%	9.1%

就業率	90.1%	90.9%
副業保有率	14.6%	14.0%

- 注)・図表5と同じ。
 - ・「2つ以上の仕事をした」は「2つの仕事をした」「3つの仕事以上の仕事をした」の合計。本調査では「2つの仕事」「3つ以上の仕事」を区別して尋ねたが、「3つの仕事以上の仕事をした」は東京 2 人 (1.1%), 東京以外 1 人 (0.5%) とわずかであった。
- 資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査 (2021年7月調査)

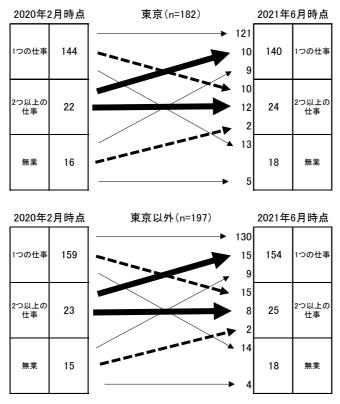
7月調査の回答者は182人と約7割にとどまった。パネル調査は同じ人に回答を求めているとはいえ、回収率は毎月異なり、完全に同一人物の回答とは限らない。そこで、同じ人がどのように変化したのか、同一人物の2時点間の変化をみてみよう。

(2) 副業の開始・継続・廃止

図表 6 は、2021年 7 月調査の回答者(東京182人、東京以外197人)に対象を絞って、副業の開始・継続・廃止をみたものである。左側は2020年 2 月時点の就労状況、右側は2021年 6 月時点の就労状況であり、同じ人の就労状況がどのように変化したか/しなかったのかを表している。まず東京182人について、2020年 2 月時点で「2つ以上の仕事」をしていた副業者は22人である。そのうち、2021年 6 月時点でも副業をしていたのは12人と約半数であり(副業の継続)、残り10人は「1つの仕事」に移った(副業の廃止)。逆に、2021年 6 月時点で副業をしていた24人について、どこから移ってきたかをみると、2020年 2 月時点は「1つの仕事」をしていた人が10人、「無業」だった人が2人である(副業の開始)。同じ人の2時点間の就労変化をみると、10人が副業をやめ、12人が副業を始め、12人が副業を継続していた。

東京以外197人の就労変化は、東京よりも大きい。2020年2月時点で「2つ以上の仕事」をしていた副業者23人のうち、2021年6月時点でも副業をしていたのは8人にとどまり(副業の継続)、15人は「1つの仕事」に移っていた(副業の廃止)。2021年6月時点で副業をしていた25人について、どこから移ってきたかをみると、2020年2月時点は「1つの仕事」をしていた人が15人、「無業」だった人が2人である(副業の開始)。2021年6月時点で副業をしていた者の多くは、コロナ禍にあった1年半の間に新たに副業を始めた人であった。

図表6の2時点間比較で注目したいのは、コロナ拡大前(2020年2月時点)で副業をしていた人で「無業」になった人がいないことである。2020



図表6 副業の開始・継続・廃止

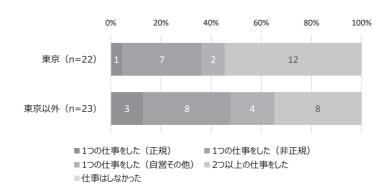
資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査 (2020年7月初回調査, 2021年7月調査)

年2月時点の副業者は東京22人、東京以外23人と限られたケースであるが、1年半後(2021年6月時点)のコロナ禍でも仕事を確保していた。2021年6月時点の無業者(東京18人、東京以外18人)について、1年半前(2020年2月時点)はどういう就労状況だったかをみると、同じく無業だったのは東京5人、東京以外4人とわずかである(無業の継続)。副業保有者が無業になったケースはなく、無業者の多くは「1つの仕事」をしていた人が

無業になったケースであった(東京13人,東京以外14人)。雇用の継続が不安定な仕事の場合は、1つの仕事だけでは無業になるリスクがある。「1つの仕事だけでは食べていけない」という低収入の理由だけでなく、「1つの仕事をいつ失うかわからない」という雇用継続不安も、副業をもつ理由になっているのかもしれない。このことは、副業をもつことが、仕事を失って無業になることを防ぐ一種のセーフティーネットになっていることを意味する。

だとすると、副業をやめて1つの仕事に移ること(副業の廃止)は、就 労状況の改善を意味するとは限らない。2020年2月時点で副業をしていた 東京22人、東京以外23人について、1年半後の2021年6月時点の就労状況 をより詳しくみたのが図表7である。東京22人のうち10人が「1つの仕事」 に移行したことはすでにみたが、「1つの仕事」の内訳は、「正規」1人、 「非正規」7人、「自営その他」2人である。東京以外の副業者23人につい ても、そのうち15人が「1つの仕事」に移行したが、内訳は「正規」3人、

図表7 2020年2月に[2つ以上の仕事]をしていた人の2021年6月時点の就業状況



注)東京・東京以外ともに「仕事はしなかった」の回答はなかった。 資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査 (2020年7 月初回調査, 2021年7月調査) 「非正規」8人、「自営その他」4人であり、正規雇用への移行はわずかであった。労働のフレキシビリティを求める経済構造が変わらないなかにあって、副業をやめて「1つの仕事」に就くことは、雇用の安定を意味するものではなく、むしろ無業化するリスクを高めるものかもしれない。

(3) 副業の内容, いつしているか

では次に、2021年6月に副業をしていた人について、仕事の内容を具体的にみてみよう。

図表 $8 \cdot 9$ は、2021年 6 月に副業をしていた人の主な仕事と副業について、東京(No.1~24)と東京以外(No.25~49)でみたものである。No.25 は、6 月中に転職したため 2 つの仕事をすることになった例外ケースである。No.28も「年に数回」とあるため恒常的な副業者ではない。No.3とNo.9 には「単発」という言葉があるが、単発の仕事がどのくらいの頻度で入るのかは不明である。

主な仕事の内容と副業の仕事の内容を対照させてみると、関連した仕事をしているようにみえるのは、No.35 (福祉施設)、No.43 (福祉医療施設)、No.44 (音楽指導)、No.48 (司会業)、No.49 (相談員) ぐらいだろうか。それ以外の人は、主な仕事の内容と副業の仕事の内容は関連していないようにみえる。

副業をいつしているのか、「早朝」「夜間」「深夜」といった非典型時間帯に着目してみよう。「早朝」という朝の時間帯に働いている記述は、No.8 (早朝)、No.12 (早朝)、No.48 (朝から夜遅くまで)でみられる。「夜間」の記述は多く、No.2 (本職が終わって寝るまで)、No.5 (金曜の夜)、No.15 (夕方5時から)、No.26 (正規の仕事が終わった後)、No.29 (金曜日、土曜日のよる)、No.31 (平日の夜)、No.37 (夜 19時から23時)、No.44 (夕方から夜にかけて、ほぼ毎日)といった記述があった。「深夜」の時間帯とみられるケースも少なくなく、No.6 (夜中)、No.19 (子供が寝てから)、No.23 (仕事の後、子どもが寝てから)、No.27 (深夜帯)、No.47 (深夜)

図表8 2021年6月副業者の主な仕事と副業(東京)

- 2021年6月に副業していた人の主な仕事			副業	
No.	<u> </u>	仕事の内容	仕事の内容	未 いつしているか
1	正社員•正規職員	1	サービス業	十日
	正社員•正規職員		在宅ワーク	- 本職が終わって寝るまで
_			. –	単発
	正社員•正規職員		試験監督	1 / 4
			〔無回答〕	〔無回答〕
	正社員•正規職員		家庭教師	金曜の夜
		キッチンカー(飲食業)	事務職員	夜中
	パート	保育	用務	主な仕事が休みの日に
	パート	〔無回答〕	美容師 コンビニ	日中 早朝
9	パート	感染病棟の清掃作業	歯科検診同行, 筆記, スケーリングなど	単発なので、入れた日の 昼間
10	パート	ボウリング場の受け付 けetc	某飲食店の調理スタッフ	前質問と掛け持ちなの で同じくらいです
11	パート	相談員	ケアマネジャー	休みの日 仕事終わり
12	パート	学校生活サポーター	事務, 音楽講師	平日の早朝, 夕方, 土日
13	パート	訪問介護,事務,高齢者 住宅の相談員	在宅の校正	子どもが宿題中や早く帰ってきたとき,隙間時間
14	アルバイト	会社のマーケティング と広報	イーコマースの運営	休日や仕事が終わって から
15	アルバイト	ネット注文された商品 の梱包	配送会社の荷物の仕分 けなど	夕方5時から曜日関係 なくシフト自己申告で 週4前後
16	アルバイト	事務、アポイント	接客	土日
17	アルバイト	不動産事務	フードバンク	週のあいてるとき
18	アルバイト	病院受付	WEBデザイン	空いてる時間
19	契約社員	施設管理	入力業務	子供が寝てから
20	契約社員	データ入力, 顧客管理及 び対応	掃除	土日のメインの仕事が お休みの日
21	嘱託	ブライダル司会	ケーキ販売員	平日日中
22	派遣社員	防護カバーの請求作成 や督促業務	印刷会社の夜勤	土日
23	派遣社員	管理者	コンビニ	仕事の後,子どもが寝て から
24	自営業主	ヨガとダンスのインス トラクター	物販	主に平日の日中

資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査 (2021年7月調査)

といった記述がみられた。先行研究において、母親の夜間就労は「1日のうち子どもとすごす時間」や「週のうち子どもと一緒に夕食をとる回数」といった指標において、子どもに対する時間的インプットを低下させることが明らかとなっていた。シングルマザーができるだけ子どもと一緒に夕食をとり、子どもとすごす時間を確保しようとしつつ、だがそれでは生活に必要な収入を得られない場合は、「子どもが寝てから」「深夜」に働くこ

図表9 2021年6月副業者の主な仕事と副業(東京以外)

NT	2021年6月に副業	をしていた人の主な仕事	副業	
No.	雇用形態	仕事の内容	仕事の内容	いつしているか
25	正社員•正規職員	医療現場での相談員	福祉現場での相談員	転職したので二つの仕 事になった
26	正社員•正規職員	子育て支援NPO法人の 事務局	居酒屋の接客業務	正規の仕事が終わった 後。人が足りないときだ けバイトで入る
27	正社員•正規職員	保育園栄養士	ファミレスのキッチン	深夜帯
28	正社員•正規職員	プラスチック製品製造	蕎麦屋	年に数回
29	正社員•正規職員	保険業務	スナック	金曜日, 土曜日のよる
30	パート	簿記 来客対応 電話 応対	資格アドバイザー	主な仕事の休み時間や, 時間外
31	パート	保育助手	コンビニ店員	平日の夜
	パート	調理師	炊飯業務	子どもが寝てる時間
33	パート	旅行会社のコールセン タースタッフ	販売スタッフ	変動シフトのため, もう 一つの仕事と調整し週 1~2日程度
34	パート	訪問介護	自販機の補充	平日の昼間
35	パート	小規模多機能型の介護 職員	放課後等デイサービス	曜日固定で週2日
36	パート	レストランホールスタ ッフ	品だし陳列	職場が休業になったの で普段働いてる日
37	パート	伝統工芸品	お寿司の製造	夜 19時から23時
38	パート	〔無回答〕	同じ	主な仕事が休みの日
39	アルバイト	調理	コンビニ	メイン仕事が休みの日
40	アルバイト	トレーニングジムの受 付	飲食店	固定で週2日
41	アルバイト	経理	接客業	週末 来客予定がある時
42	アルバイト	会計や, 品出し	内職	休日や家事が終わった らすぐ作業している。
43	非常勤職員	老人施設看護師	コロナ患者宿泊療養施 設	〔無回答〕
44	非常勤職員	小中学校音楽専科教員	自宅音楽教室	夕方から夜にかけて, ほ ぼ毎日
45	派遣社員	コールセンター	ワクチン接種の誘導	主な仕事が休みの日に した
46	派遣社員	生命保険の事務	プログラミング講師	土曜の午前中
47	派遣社員	ワクチン接種補助	倉庫ピッキング	深夜
48	自営業主	フリーアナウンサー	ガイドとラジオパーソ ナリティ, web講演会ア ナウンス	はぼ休みなしで何かしら 仕事をしている。時には 朝から夜遅くまでかけも ちして働きっぱなし。
49	その他	女性相談員(DV)	こどもLINE相談員	土日
Notes In C	SM) 新刊コロナウノルフの影響とトスミンノグルラギ の部巻・仕活理木(9091年7日週末)			

資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2021年7月調査)

とになる。そうやってなんとか子どもに対する時間的インプットを低下させまいとケアの時間を確保しても、深夜の就労はシングルマザー本人の健康に悪影響を及ぼしかねない。

副業をいつしているかについて、非典型時間帯以外で最も多かったのは「土日」である(No.1, No.12, No.16, No.20, No.22, No.46, No.49)。就学年齢の子どもを育てるシングルマザーは、子どもの学校にあわせて、土日に休める仕事を希望することが多い。だが希望通り土日に休める仕事に就けたとしても、主な仕事だけでは生活できないために、土日に副業を入れるようになったケースであろう。土日という記述ではなく、主な仕事や休みの日に副業をしているという記述もある。「休みの日」(No.11)、「休日」(No.14)、「主な仕事が休みの日」(No.38)、「メイン仕事が休みの日」(No.39)、「主な仕事が休みの日」(No.45)などであり、これらは土日とは限らず主な仕事が休みの休日に仕事をしているケースである。いずれにせよ、1週間のうち、休日をとらずに、働いている姿がみえてくる。

(4) 自由記述からみえる副業

これらの調査データから浮かび上がってきた点について、自由記述からも確認してみよう。1つの仕事だけでは食べていけないから副業をしているのであって、副業がシングルマザーの家計維持に欠かせないものになっていることは、次のような記述から推察される。

- ●副業がコロナで営業自粛になり、副業のお給料が4月、5月、0になって しまいました。たった2ヶ月です。数万円ですが、辛い2ヶ月でした。(2020年7月初回調査、東京以外)
- ●自粛要請期間に、3月~5月末まで、副業が営業自粛に入り、収入が減ってしまいました。社員のお給料は支払いに、副業で足りない支払いと食費に当てていたので、ご飯が三人分買えなかったです。(2020年7月初回調査、東京以外)
- ●3つ掛け持ちパートをしていたが、ひとつは解雇になり、収入が減りました。正社員は在宅ワークでも月額給与がもらえて格差を感じました。(2021年7月調査、東京以外)

●一つの仕事に絞り込みたいが、美容師のほうだけだと緊急事態による時短などもあり、かけもちしないとやっていけない。(2021年7月調査、東京)

最後に挙げた美容師の仕事の事例は、1つの仕事だけでは食べていけないだけでなく、1つの仕事だけだと、緊急事態宣言による時短要請などで仕事時間が確保できない恐れがあり、万一のためのセーフティーネットとして副業を確保しているとも読み取れる。時間短縮や失業のリスクのために副業を確保することは、次の声からもうかがえる。

●パートの掛け持ちですが、またいつ仕事が減るかなくなるかの不安で、できるときに貯めておきたい。仕事してないと不安。(2021年4月調査、東京)

これらの声は、シングルマザーが子どもと生活していく収入を確保するうえで、1つの仕事だけでは足りず、副業が欠かせない状況にあることを表すが、その結果、子どもとすごす時間に影響を及ぼすことになる。副業の仕事と子どものケアの問題に触れている記述としては、以下のようなものがあった。

- ●副業をする事になり仕事を 4 つやっています。子供の顔をあんまり見なくなりました。仕事ばかりで家事もままならず辛いです。食事もがまんしてたら食べられなくなりいつもお腹を壊すようになりました。(2020年7月初回調査、東京以外)
- ●時間があればハンドメイドの副業を常にしているので、一緒に遊ぶ時間が 取れなくて申し訳ない。会話も顔を見てちゃんとしてないし聞き流したり適 当に答えることも多い。ついつい声を荒らげて怒ってしまうことも。精神面 に影響が出ないか心配。(2021年2月調査、東京)

●子どもが問題を起こして停学になったため、仕事を休ませて頂いたり、副業を減らして子どもと向かい合う時間に充てる必要があった。来年から会社が賃金削減の方針も決めており、今月収入が減ったのは痛手であった。(2020年10月調査、東京)

この子どもが停学になった方の事例は、子どもの生活に変化が生じて、子どもと向き合う時間に充てるために、副業の時間を減らしたケースである。シングルマザーはひとり親として子どもを育てており、子どもと向き合う時間の確保は必須だが、この方は、子どものケアに時間を割けばそれだけ収入が減るため、「痛手であった」と記している。副業を辞めると子どもと向き合うケアの時間は増えるが、収入の減少を招き、そのことが生活不安を高めることは、次の事例でもうかがえる。

●以前からやりたかった業種でようやく安定してお仕事をさせてもらえる 目処がたち、副業をやめた矢先にコロナでストップしました。やりたかった 仕事も諦めないといけなくなり、悔しいです。子供といっしょにいられる時間は増えましたが、収入は減り不安があり、イライラすることも増えました。(2020年7月初回調査、東京以外)

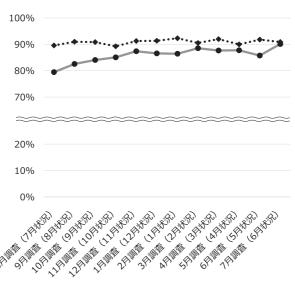
副業は、子どものケアへの影響だけでなく、自身の健康にも響くことがある。「体調面や体力の限界」「毎日くたくた」という声が聞かれた。

- ●掛け持ちで仕事をしているが、体調面や体力の限界であるが収入が減るのが怖いので無理しながら続けているので、私が倒れたらどうなるか怖い。(2020年12月調査、東京以外)
- ●正社員で在宅ワークのひとが、暇だ、と言っていた。非正規で、掛け持ちワークで、毎日くたくたなのに、この差はなんだろうとくやしく、むなしくなった。(2021年3月調査、東京以外)

(5) 高い就労率と就労の不安定性・保障や補償の欠如

日本のシングルマザーの就労率は高いことはよく知られている。本調査においても1年間を通して、東京では8割から9割、東京以外では9割前後のシングルマザーが就労していた(図表10)。

しかし、この数字は、同じ仕事に安定的に従事していることを意味するわけではない。1年間のパネル調査の最後にあたる2021年7月調査では、前月(6月)に収入をともなう仕事をしていたかどうかだけでなく、仕事をしていた場合はその仕事の雇用形態、その仕事を9カ月前(2020年10月時点)もしていたか、また、コロナ拡大前にあたる1年5カ月前(2020年2月時点)もしていたかどうかについて尋ねた。図表11は、その結果を表



図表10 前月に収入をともなう仕事をした割合(休業・待機も含む)

資料) 新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査 (2020年8月調査~2021年7月調査)

-東京 ·・◆・・東京以外

	2021年6月の仕事の雇用形態	その仕事を9カ月前(2020年 10月時点)もしていた	その仕事を1年5カ月前(2020年2月時点,コロナ拡大前)もしていた
東京	就業者計(n=164)	76.2%	62.2%
	正規 (n=44)	84.1%	65.9%
	非正規(n=106)	72.6%	58.5%
	自営その他 (n=14)	78.6%	78.6%
東京以外	就業者計(n=179)	82.7%	69.8%
	正規(n=55)	89.1%	74.5%
	非正規(n=108)	79.6%	67.6%
	自営その他 (n=16)	81.3%	68.8%

図表11 2021年6月に就いていた仕事を以前もしていたかどうか

資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2021年7月調査)

したものである。「正規」(東京44人、東京以外55人)の場合、9カ月前も同じ仕事をしていた割合は東京84.1%(37人)、東京以外89.1%(49人)にとどまり、残り1割強の人たちにとってその仕事は直近9カ月間に新たに就いた仕事であった。1年5カ月前も同じ仕事をしていた割合をみると、東京65.9%(29人)、東京以外74.5%(41人)とさらに低下し、4分の1から3分の1の正規職シングルマザーは、コロナ禍が広がった1年5カ月の間に新たにその仕事に就いていた。

正規職でさえ安定的に同じ仕事を継続しているとは限らないとなると、非正規職ではより不安定性は高いのではないか。「非正規」として働いている人をみると(東京106人、東京以外108人),9カ月前も同じ仕事をしていた割合は $7\sim8$ 割(東京72.6%,東京以外79.6%),1年5カ月前も同じ仕事をしていた割合は $6\sim7$ 割(東京58.5%,東京以外67.6%)であり,正規職以上に同じ仕事を続けている割合は低かった。

この項目の設問の仕方は、調査月の前月(2021年6月)に「収入をともなう仕事をしていた」6月就業者について、その仕事の雇用形態を聞き、その仕事を以前(2020年10月時点、2020年2月時点)もしていたかどうかを尋ねたものであり、同じ仕事ではないという回答がはたして転職を意味

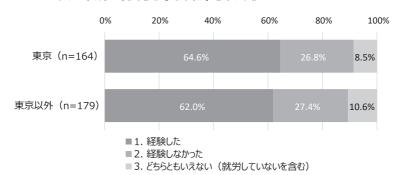
するのか、雇用形態の変更を意味するのか、配置転換を意味するのか、明確な断定はできない。ただ、図表10の就労率の推移だけをみるとシングルマザーは安定的に働いているイメージを描きがちだが、実際のところは転職をしたり仕事の内容が変わったりしながら働き続けており、安定的に仕事を継続しているとは限らないことは留意すべきであろう。

1年間のパネル調査の最後にあたる2021年7月調査では、毎月の現状を尋ねる項目だけではなく振り返りの項目を入れた。図表12は、調査月の前月(6月)「収入をともなう仕事をしていた」6月就業者に対して、「2020年3月の一斉休校、4月の緊急事態宣言から、約1年半になるコロナ禍において、あなたは、会社の指示による休業やシフトの減少を経験しましたか」という設問で尋ねた結果を表したものである。東京では6月就業者164人のうち64.6%(106人)、東京以外では179人のうち62.0%(111人)が「経験した」と答えており、6割以上の就業者が会社の指示による休業やシフト減を経験していた。

問題は、会社の指示による休業やシフトの減少に対して賃金の補償があったかどうかである。図表13と図表14は、会社の指示による休業やシフト

図表12 2020年春から約1年半になるコロナ禍において会社の指示による 休業やシフトの減少を経験したかどうか

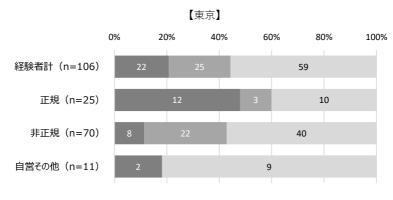
(2021年6月に収入をともなう仕事をした人)



資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2021年7月調査)

図表13 会社の指示による休業分やシフトの減少分について休業手当を受け取ったかどうか(東京)

(2021年6月に収入をともなう仕事をした人の雇用形態別,会社の指示による休業・シフト減を経験した人)



- ■1. すべて受け取った
- ■2. すべてではないが、一部受け取った
- ■3. 受け取っていない

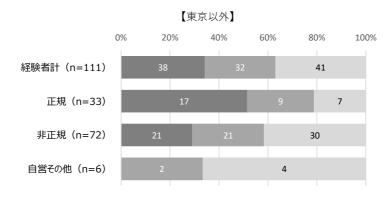
資料)新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2021年7月調査)

の減少を「経験した」人に対して、「会社の指示による休業分やシフトの減少分について、休業手当を受け取りましたか」と尋ねた結果である。東京106人の場合(図表13)、「すべて受け取った」22人(20.8%)、「すべてではないが、一部受け取った」25人(23.6%)、「受け取っていない」59人(55.7%)であり、過半数の就業者が受け取っていなかった。6月就業時の雇用形態別でみると、正規25人のうち約半数の12人(48.0%)は「すべて受け取った」と答えているが、非正規70人で「すべて受け取った」のは8人(11.4%)にとどまり、会社の指示による休業やシフトの減少に対して賃金補償があったのはわずかであった。

東京以外111人の場合(図表14),「すべて受け取った」38人(34.2%),「すべてではないが,一部受け取った」32人(28.8%),「受け取っていない」41人(36.9%)であり、過半数の就業者が受け取っていなかった東京

図表14 会社の指示による休業分やシフトの減少分について休業手当を受け取ったかどうか(東京以外)

(2021年6月に収入をともなう仕事をした人の雇用形態別,会社の指示による休業・シフト減を経験した人)



- 1. すべて受け取った
- ■2. すべてではないが、一部受け取った
- 3. 受け取っていない

注) 6月の雇用形態「自営その他」では「すべて受け取った」回答はなかった。 資料) 新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査(2021年7月 調査)

よりも受け取っていた割合は高い。それでも「受け取っていない」人は非正規72人のうち30人(41.7%),正規33人のうち7人(21.2%)にのぼった。

この雇用形態は6月就業者の雇用形態であり、6月時点は正規であっても、コロナ禍にあった1年半の間、同じ正規の仕事に就いていたとは限らないことは前述したとおりである。会社の指示で休業やシフト減といった労働時間の短縮を余儀なくされることがあること、それに対して休業手当を受け取れるとは限らず収入の減少に直結することがあることを踏まえれば、自らの就労収入で子どもを食べさせていかなければならないシングルマザーは、それらのリスクに備えて副業を確保しておきたいと考えるのもうなずける。シングルマザーが副業を求めるのは、1つの仕事では食べて

いけない低賃金,就労継続の不安定性,保障や補償の欠如といった,現在 就いている仕事の劣悪さが背景にあるのであって,"柔軟な働き方"を求め て副業・兼業を希望するという労働者像とは距離がある。

4 おわりに

総合サポートユニオンでコロナ禍の労働相談に対応してきた青木耕太郎は、コロナ禍におけるユニオンの活動を振り返って、リーマンショック時は「解雇・雇止め」をめぐる闘いだったが、コロナ禍は「休業補償」をめぐる闘いだったと総括している¹³⁾。シングルマザーだけでなく、会社の指示で休業やシフトの減少を余儀なくされたのに休業補償を受け取れない労働者が多くいたことは、各種の労働相談や生活相談からも明らかであった。首都圏青年ユニオンも『シフト制労働黒書』と題する文書を2021年5月に発表し、コロナ禍で休業に追いやられた非正規雇用者の多くが休業補償を受け取れずに収入の減少と生活困難に直面したことや、労働法による救済の限界や行政機関による救済の不十分性を訴えている¹⁴⁾。

本稿の出発点となった原伸子の研究は、1980年代以降の福祉国家の変容と子どもの貧困を考察するなかで、労働のフレキシビリティとケアの関係に着目し、子どものケアを担うシングルマザーの就労の不安定性を問題化したものであった¹⁵⁾。コロナ禍に襲われた日本の労働市場で明らかになったのは、就労の不安定性はケアを担う者に限らず、シフト制労働者という形で、すでに日本の労働市場に広がっている現実である。

労働のフレキシビリティ, すなわち "柔軟な働き方" は, これまでケア

¹³⁾ 青木耕太郎 (2021)「コロナ禍の女性・若者の"雇用危機"と権利闘争一労働相談の現場から」 『月刊自治研』2021年8月号。

¹⁴⁾ 首都圏青年ユニオン•首都圏青年ユニオン顧問弁護団(2021)『シフト制労働黒書』(https://www.seinen-u.org/post/%E3%82%B7%E3%83%95%E3%83%88%E5%88%B6%E5%8A%B4%E5%88%8D%E9%BB%92%E6%9B%B8) 2021年12月20日最終閲覧。

¹⁵⁾ 前掲, 原(2012)。

を担う者が労働市場に参入するために必要な働き方と考えられており、労 働の供給する側が労働を需要する側に要請していると捉えられてきた。だ が今日においては、労働を需要する側が、労働を供給する側に求める、い わば労働の "柔軟な使い方" を意味するようになった16)。「24時間週7日経 済」を維持するには「早朝」「夜間」「深夜」に働いてくれる人が必要であ り、繁忙時や注文時といった必要なときだけ働いてもらい、その分だけ賃 金を支払えばすむ労働が、使用者にとっては"使い勝手のよい"労働とな る。シングルマザーの副業保有率の高さは、子どものケアと両立するため に"柔軟な働き方"を求めて本人が選択しているというよりも、雇用保障 も休業補償もない"柔軟な使われ方"に対する防衛や抵抗の手段であると 考えられる。だとするならば、「副業・兼業の普及促進」という政府の政策 転換は、今後ますます雇用保障も休業補償もないコンティンジェントワー クやギグエコノミーが広がることを見越して、労働者に失業のリスクを自 ら回避して生活防衛に励むことを促す環境整備の側面があるのではない か¹⁷⁾。ILO(国際労働機関)は150カ国以上で非標準的雇用(non-standard employment) に関する調査を行い、臨時雇用、パートタイム雇用、呼び出 し雇用といった非標準的雇用が技術革新にともない世界的に広がっている 問題とともに、不十分・不安定な所得と労働時間の短さから、複数の仕事 の掛け持ち(副業・兼業)の広がりを指摘している18)。

フェミニスト経済学者と政策専門家や活動家たちからなるイギリスの非 営利団体「女性予算グループ Women's Budget Group (WBG)」は、コロ

¹⁶⁾ エレーン・マクレートは、アメリカで広がる柔軟な勤務体制を「誰のための柔軟性か?」と問い、不規則な勤務スケジュールで安定した所得が得られず土壇場になって子どもの面倒をみてほしいと頼むため近親者との軋轢も絶えないシングルマザーの例を象徴的に挙げている。エレーン・マクレート(2017)「ジェンダーと労働時間の編成」(鈴木玲監訳)『大原社会問題研究所雑誌』701号。

¹⁷⁾ フェミニスト経済学の視点からコンティンジェントワークとギグエコノミーを考察した論稿 として、Deborah M. Figart (2021) "Contingent Work and the Gig Economy", *The Routledge Handbook of Feminist Economics*, edited by Günseli Berik and Ebru Kongar, Taylor and Francis を参照。

ナ禍が広がる2020年『ケアリングエコノミーをつくる――行動への呼びか け』と題するレポートを発表した¹⁹⁾。本稿のテーマに関連して注目される のは、週当たりのフルタイム労働時間を約30時間に削減する戦略とととも に,「生活時間保証 living hours guarantees」という概念を提示しているこ とである。この生活時間 (living hours) とはいわゆる家事・育児の時間で はなく、生活に必要な収入を確保しうる十分な労働時間の保証(to ensure workers have enough hours' work to meet their income needs) である²⁰⁾。 同レポートでは、ケアリングエコノミーを展望するために、それが実現し た暮らしをさまざまな人々の観点から描かれており、メルという架空のシ ングルマザーが登場する。 ——彼女は35歳で、6歳未満の子どもが3人い るが、どんな人でも無料で利用できる保育サービスがあるため、メルは有 償労働に就くことができている。彼女は仕事に行くのにバスを使うが、手 頃な運賃であり、確実かつ頻繁に運行されている。彼女は実質的な生活賃 金を得ていて、労働時間も保証されている。それゆえ、事前に計画を立て て、下の子どもを毎週水泳教室に連れていくことができる210 ---。このメ ルの事例が示すように、子どものケアを担うシングルマザーに必要なのは、 労働の柔軟性ではなく、労働時間の保証と、生活賃金の保障である。シン グルマザーが副業をしている現実は、ケアリングエコノミーとは対極にあ る社会であることを示している。

¹⁸⁾ ILO (2016) Non-Standard Employment around the World: Understanding Challenges, Shaping Prospects (https://www.ilo.org/global/publications/books/WCMS_534326/lang--en/index.htm) (=2018『世界の非標準的雇用——課題の把握と今後の展望』https://www.ilo.org/tokyo/fow/WCMS_616021/lang--ja/index.htm) ch.5。

¹⁹⁾ Commission on a Gender-Equal Economy of the Women's Budget Group (2020) Creating a Caring Economy: A Call to Action (https://wbg.org.uk/wp-content/uploads/2020/10/WBG-Report-v10.pdf) 2021年12月20日最終閲覧。

²⁰⁾ 前掲,Commission on a Gender-Equal Economy of the Women's Budget Group (2020) 9頁。

²¹⁾ 前掲, Commission on a Gender-Equal Economy of the Women's Budget Group (2020) 22頁。

Single Mothers and Multiple Jobs

Chisa FUJIWARA

《Abstract》

The aim of this paper is to examine the issue of holding multiple jobs. Prime Minister Shinzo Abe's Government has changed Japanese labor policy from prohibiting employed workers from holding secondary jobs to allowing them to do so in principle. The reason for the policy shift was explained to be to promote flexible work arrangements. However, according to Nobuko Hara's work on welfare reform since the 1980s, work flexibility leads to low working hours, with insufficient and unstable income, and makes it difficult for single mothers to live and care for their children. In this paper, I review a general study of multiple job holders along with the work of single mothers and their childcare. I then examine the survey data collected by the Single Mother Research Project. The data from July 2020 to July 2021 suggest that some single mothers are holding secondary jobs because one job alone fails to provide enough income to rear children. It is also suggested that through holding secondary jobs, single mothers are protecting themselves from the risks of leave of absence due to COVID-19, reduced working hours, and unemployment. Holding multiple jobs for single mothers, however, has a negative impact on childcare due to time input to their children being reduced.